# 令和7年度 宮城県立聴覚支援学校専攻科 入学者募集要項

# 第1 設置学科名、修業年限及び募集定員

学 科 名	修業年限	募集定員
産業工芸科	2年	8名
機械システム科	2年	8名
被 服 科	2年	8名
理 容 科	2年	8名

### 第2 教育相談

本校専攻科に出願される場合は、事前に教育相談を受けていただくようお願いしております。 (ただし、本校高等部卒業予定者については、教育相談は不要です。)

教育相談では、本校専攻科の教育についてのご質問やご希望を伺いながら教育課程等について具体的に説明し、出願の参考にしていただくとともに、本校へのご意見などは、今後の教育活動に役立てて参ります。

### 第3 出願

### 1 出願資格

学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の聴覚障害がある者で、令和7年3月末日までに高等学校、特別支援学校(聴覚障害)高等部を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校後期課程を修了若しくは修了見込みの者で、宮城県内に住所を有する者。

### 2 併願の不可

出願できる県立特別支援学校専攻科は一つの学校に限るものとする。

### 3 出願手続

- (1) 出願に必要な書類は、宮城県立聴覚支援学校本校のホームページからダウンロードしてください。
  - ※ 様式B(専) (調査書)は「大学入学者選抜実施要項」に定める調査書に準じています。各学校で作った調査書も使用できます。この場合は「9 備考」の欄に、聴力についてdB単位で記入し、さらに()に補聴器装用時の閾値を必ず記入してください。

(2) 志願者は、以下の出願に必要な書類を出身学校の校長を経て、提出してください。

入学願書	様式A専
調査書	様式B専
個人調査票	様式C

- ※ 本校合格後に寄宿舎への入舎を希望する場合には、「入舎願」も合わせて提出してください。
- ※ 書類の入学願書(様式A(専))の第2志望の欄は、第2志望をしない場合、斜線を 引いてください。第2志望を記入した場合、第1志望の学科が募集定員を超えたとき、 第2志望の学科での合格となる場合もあることを、ご了承ください。
- ※ 出願書類の提出を郵送により行う場合は、封筒に「入学願書在中」と朱書きしてくだ さい。
- (3) 受検票の郵送を希望される場合は、受検票送付用封筒(長型3号封筒(定形郵便))に 出身学校長名、住所、郵便番号を明記し簡易書留速達郵便料金の切手を貼付したものを 同封して下さい。出願後に出願資格の有無を確認するため、受検票交付は後日となりま す。
- (4) 合格通知・出身学校長宛結果通知書、及び入学手続に関する書類については、合格発表後、事務室にて出身校の先生にお渡しします。

郵送による受け取りを希望される場合は、送付用封筒(角形2号 A4版の入るもの)に出身学校長名、住所、郵便番号を明記し、簡易書留速達郵便料金の切手を貼付したものを同封して下さい。

- (5) 出願にかかる手数料は徴収いたしません。
- (6) 本校で受理した書類(受検票送付用封筒、切手等も含む)は、出願取り消し等があっても返還しませんので、ご注意ください。

# 4 出願期間

受付期間 令和7年2月10日(月)~令和7年2月14日(金)

※ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。

受付時間 午前9時~午後4時

※ただし最終日は午前11時まで。郵送の場合でも必着のこと。

### 5 受検票

受検票は出身学校長を経て交付します。

### 6 県外からの出願

はじめに「県外からの宮城県立聴覚支援学校専攻科出願承認」の手続きを経てから、出願手続の受付を行います。詳しくは、別紙「宮城県外からの出願について」をご覧ください。

# 7 受検上の配慮申請

受検において特別の配慮が必要な場合は、「受検上の配慮申請書」(様式第8号-1)に記載し、出身学校長を経て、宮城県立聴覚支援学校長に提出してください。受検上の配慮申請が必要である場合は、出願期間前のできるだけ早い時期に、申請書の提出をお願いします。 対応については、後日「受検上の配慮通知」により出身学校長へ通知します。

### 8 出願の取消

出願後、出願を取り消す場合は「宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届」(様式第3号)により、出身学校長を経て、宮城県立聴覚支援学校長に届け出てください。 なお、この場合、受検票も併せて返還してください。

# 第4 検査

1 期日 令和7年3月4日(火)

2 検査会場 宮城県立聴覚支援学校

3 当日の日程

受 付	8:30~ 8:50
日程説明・諸注意	$9:05\sim 9:20$
作文	9:20~10:00
面接	10:15~

## 4 持ち物

受検票、鉛筆等、消しゴム、鉛筆削り、上ばき、腕時計

(注) 受検の際、計算、翻訳、辞書、通信等の機能を有する機器類、アラーム音を発するなど検査の公正を欠くおそれのあるものを検査会場で使用することは禁止します。また、携帯電話を会場に持ち込むことも禁止します。

# 第5 検査科目

以下の通りです。

作 文:出題されたテーマについて、指定した字数以内で作文を行います。

面接:各学科ごとに行います。

## 第6 選考の方法

出願書類、検査結果及び面接の結果を合わせて、総合的に選考します。

# 第7 合格者の発表

令和7年3月13日(木)午後3時に、宮城県立聴覚支援学校生徒用昇降口に合格者の受検番号を掲示します。合格者に対する合格通知は、過卒受検者も含めて出身学校を通して本人に通知します。なお、合否についての、電話、FAX、メール等での問い合わせには応じません。

# 第8 追検

- 1 第一次募集選考日当日に実施する諸検査及び面接を、やむを得ない事由により受検できなかった場合、追検による選考を実施します。
- 2 追検による選考は、選考日当日に諸検査及び面接を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象とします。
  - (イ) インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者
  - (ロ) その他やむを得ない事由のある者
- 3 第一次募集選考日当日において、諸検査等のうち一部でも受検した場合には、宮城県立聴覚 支援学校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断いたします。
- 4 実施上の手続きは以下の通りです。
  - (イ)やむを得ない事由により諸検査及び面接を受検できなくなった受検生は、在籍する出身学校長へ速やかに連絡をする。
  - (ロ) 当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後4時までに、宮城県立聴覚支援学校長へ電話等で連絡する。
    - なお、過年度卒業等により出身学校長を経て連絡することが難しいなど、やむを得ない事由がある者は、受検生本人が直接選考日当日の午後4時までに、宮城県立聴覚支援 学校長へ電話等で連絡する。
  - (ハ) 当該出身学校長は、令和7年3月5日(水)午後5時までに、追検による選考申請書(様式第7号-1)に証明書類等を添付し宮城県立聴覚支援学校長へ持参又は郵送する。なお、前項2(ロ)で示したやむを得ない事由がある者は、令和7年3月5日(水)午後5時までに、追検による選考申請書(様式第7号-3)に証明書等を添付し、宮城県立聴覚支援学校長へ持参又は郵送する。
  - (二)申請書及び証明書類等(以下申請書類という。)を受理した宮城県立聴覚支援学校長は、申請書類を審査の上、追検による選考の承認の可否を判断し、速やかに当該出身学校長及び前項2(ロ)で示したやむを得ない事由がある出願者宛てに追検による選考受検許可証(様式第7号-2又は4)を送付する。
  - (ホ) 追検による選考を認められた出願者は追検による選考当日、受検票及び追検による選 考受検許可証を受付で提示し受検する。
  - (へ) 追検による選考に関係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずFAX 等で送付し、その後、速やかに持参または郵送することとする。
- 5 追検の期日・内容等
  - (1) 期日 令和7年3月7日(金)
  - (2) 内容 本試験に準じます。

### 第9 第二次募集について

1 実施の有無・出願資格について

第二次募集は、第一次募集の合格者数が募集定員に満たなかった学科において実施します。第二次募集の有無については宮城県立聴覚支援学校までお問い合わせください。宮城県立聴覚支援学校のホームページにも掲載します。

### 2 出願資格

第二次募集に出願できる者は、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の聴覚障害がある者で、令和7年3月末日までに高等学校、特別支援学校(聴覚障害)高等部を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校後期課程を修了若しくは修了見込みの者で、宮城県内に住所を有する者のうち、以下のいずれかに該当する者とする。ただし、以下のいずれかに該当しない場合でも、宮城県立聴覚支援学校長がやむを得ない理由があると判断した者は出願できるものとする。

- (1) 本県の県立特別支援学校の専攻科の第一次募集を受検し合格していない者。
- (2) 本県の県立特別支援学校の専攻科の第一次募集に出願したが、病気や不慮の事故等で 受検できなかった者。
- (3) 県外からの出願承認期間以降に、やむを得ない事由により県外から一家転住してきた者で、県外の特別支援学校への入学意思がないことを確認できる者。

### 3 出願制限

- (1) 出願できる県立特別支援学校の専攻科は、第二次募集を実施する県立特別支援学校の専攻科の一つに限る。
- (2) 本県の県立特別支援学校の専攻科の第一次募集による合格者は、第二次募集に出願できない。

# 4 第二次募集の出願について

(1) 出願者は下記の必要書類を、出身学校の校長を経て、提出してください。出願に必要な書類は、宮城県立聴覚支援学校のホームページからダウンロードしてください。

入学願書	様式A専(2次)
調査書	様式B専
個人調査票	様式C

- ※ 本校合格後に寄宿舎への入舎を希望する場合には、「入舎願」も合わせて提出してく ださい。
- (2) 受検票は、選考日当日にお受け取りください。その際、身分を証明するものを示して ください。
- (3) 県外から出願する場合は、第一次選考同様、別紙「宮城県外からの出願について」に 記載した、「県外からの宮城県立聴覚支援学校高等部・専攻科出願承認願」(様式第1号) を宮城県立聴覚支援学校長に提出し、承認を受けてください。

「県外からの宮城県立聴覚支援学校高等部・専攻科出願承認願」(様式第1号)は、 入学願書と出願に必要な書類と一括して提出してください。県外出願承認及び出願受付 の結果を折り返し連絡いたします。

### 5 第二次募集出願期間

令和7年3月14日(金)~令和7年3月17日(月)※最終日は、午後3時締め切り

#### 6 第二次募集のための教育相談

宮城県立聴覚支援学校の教育相談を受けていない場合は、次の期間で実施しますのでお申し込みください。申込方法や書類については、宮城県立聴覚支援学校のホームページからダウンロードして下さい。

申込期間:令和7年3月14日(金) $\sim$ 17日(月)12時まで 実施期間:令和7年3月14日(金) $\sim$ 17日(月)\*土日除く

実施時間:午前9時30分~午後3時30分の間で50分程度の相談

7 選考の方法

第二次募集の選考は、出願書類、作文及び面接の結果をあわせて、総合的に行います。

- 9 第二次募集合格発表日 令和7年3月21日(金) 午後3時

宮城県立聴覚支援学校生徒用昇降口に合格者の受検番号を掲示し、合格通知、並びに入学手続に関する書類を手渡します。合格発表の時に受け取りができない場合は、令和7年3月24日(月)、準備登校の時に渡します。受け取りに当たっては、身分を証明するものをご持参ください。

# 第10 入学の辞退

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式第4号)により、出身学校長を経て宮城県立聴覚支援学校長に届け出ること。

# 第11 その他

1 不明な点の問い合わせについて

宮城県立聴覚支援学校高等部・専攻科入学者選考事務局 小野 博樹 まで

<del>T</del> 9 8 2 - 0 0 0 1

仙台市太白区八本松2丁目7番29号

電 話 022(248)0648

FAX 022 (246) 0446

- 2 交通機関
  - ① JR東北本線または仙台市営地下鉄「長町」駅下車 徒歩約10分
  - ② 仙台市営地下鉄「長町1丁目」駅下車

徒歩約15分